

第4章 推進施策

1. 基本方針からの施策展開

三つの基本方針に基づく推進施策を以下のとおり体系表にまとめました。推進施策は、今後本町が緑を保全し、創出していくための取組みのことであります。

基本方針	施策展開項目	No	推進施策
自然と共生する都市の形成	三浦半島の緑の骨格を形成し、豊かな自然を有するまとまった緑を保全するとともに、三浦半島の自然とふれあう広域的なネットワークの形成を目指します。	1	三浦半島国営公園の誘致の推進
		2	神奈川県及び近隣自治体との広域的な連携
	海辺の豊かな自然環境や美しい景観を保全するとともに、森戸川上流域や下山川支流など多様な生物を育む自然環境を保全します。	3	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続
		4	日影山（一色台）及び五ツ合地域の保全に向けた検討
	市街地や海辺から眺望できる緑豊かな景色が楽しめるよう、丘陵地の緑の保全に努めます。	5	自然保護奨励金制度による支援の継続
		6	葉山町緑地保全契約の継続
		7	大正公園緑地の活用手法の検討
	緑の安全性を高め、安心して自然とふれあえるよう、適正な管理に努めます。	8	異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討
		9	町有緑地、公園における危険木、支障木への対応
		10	保安林制度の適切な運用による保全の継続
		11	民有地における緑の管理促進・支援
		12	みどりの基金の適切な活用
緑豊かなまちをつくる	散歩を楽しめるような、風格のある緑豊かな街並みの維持・形成に努めます。	13	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進
		14	沿道緑化の推進
	葉山らしい街並みを構成している樹木や樹林の保全に努めます。	15	史跡・天然記念物の保全の継続
		16	里山の再生・保全の推進
		17	葉山町まちづくり条例に基づく緑化指導
	住民の憩いの場や避難地等となる都市公園等のオープンスペースの確保に努めます。	18	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
		19	広場・公園等の維持管理
		20	公共施設の緑化

	生物多様性の確保に貢献する緑の創出に努めます。	21	鳥獣保護区の指定の維持
		22	外来生物対策の推進
		23	イノシシ対策の推進
みんなで緑をつくっていく	自然観察会等のイベントを通じ、町民が町の緑や自然環境に関心を持てるよう機運づくりに努めます。	24	自然に関する環境教育・環境学習の実施
		25	緑の保全・推進のための情報発信
みんなで緑をつくっていく	自然環境保護や緑の維持に関し、町民参画による活動を進め、快適に活動できるよう支援します。	26	緑地保全団体との交流と協働での活動
		27	町民、事業者と協働で行う活動

2. 具体的な施策内容

(1) 三浦半島国営公園の誘致の推進

三浦半島地域の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置をめざすとともに、同地域の貴重な自然の保全と活用を一体的に進め、うるおいとにぎわいのある発展を図ることを目的とした「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」に参加し、国に対して首都圏を代表する貴重な自然環境として三浦半島のみどりの重要性を説明するとともに、その拠点としての国営公園の設置を要望します。

●取組み

- ・誘致活動の継続
- ・連携の継続

(2) 神奈川県及び近隣自治体との広域的な連携

緑のネットワークを形成するため、神奈川県及び近隣自治体と緑に関する情報共有を行い、連携を図ります。

●取組み

- ・三浦半島の他自治体との連携の実施
- ・緑と水景に関する多摩・三浦丘陵広域連携プラットフォームへ参加

(3) 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続

「首都圏近郊緑地保全法」及び「都市緑地法」に基づき、土地利用行為の規制や制限を行い、みどりの保全を図ります。

二子山地区の一団の緑地と下山口地区の丘陵地は、本町の骨格となる緑地であるとともに、多摩地区から三浦半島へと連なる緑地としても重要な位置を占めます。また、ヤマアカガエルやトウキョウサンショウウオなどの希少な動植物の生息も確認され、これらの生息環境の保全の担保性を強化する観点から、町民、企業、神奈川県との協働による利活用や維持管理等の取組みが進められてきました。

当該地の近郊緑地特別保全地区の指定を目指し、自然環境保全上、保全が必要な区域の設定を行い、都市計画決定権者である神奈川県に指定を働きかけてまいります。

●取組み

- ・既指定地区の指定の維持
 - 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（273ha）
 - 逗子・葉山近郊緑地保全区域（805ha）
 - 三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区（33.2ha）
- ・新たな近郊緑地特別保全地区の指定箇所選定
 - 二子山地区、下山口地区（合計 489.5ha）
- ・神奈川県に指定の働きかけ

■近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として首都圏近郊緑地保全法により指定される。

指定状況：衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（273ha）
逗子・葉山近郊緑地保全区域（805ha）

■近郊緑地特別保全地区

近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する地区について、都道府県知事が都市計画に定める地区。地区内においては、原則として樹林に影響を与える行為は禁止となることから永続的に保全することが可能となる。

指定状況：三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区（33.2ha）



ヤマアカガエル

ヤマアカガエルは水辺と森林が高い水準で満たされていないと繁殖できない種のため、近年減少が著しく、国や神奈川県のリッドデータには載っていないものの絶滅の恐れがあります。



トウキョウサンショウウオ

トウキョウサンショウウオは神奈川県のリッドデータ絶滅危惧Ⅰ類に認定されています。県内では三浦半島にのみ分布し、産卵数が減少傾向にあるため、個体数が減少しています。

写真提供：三井 修

(4) 日影山（一色台）及び五ツ合地域の保全に向けた検討

日影山（一色台）及び五ツ合の緑地について、自然環境の保全や市街地の良好な景観の維持に努めます。保全にあたっては、特別緑地保全地区制度の導入も視野に入れて、状況にあった対応を検討します。

●取組み

- ・必要に応じ、制度の導入に向けた検討

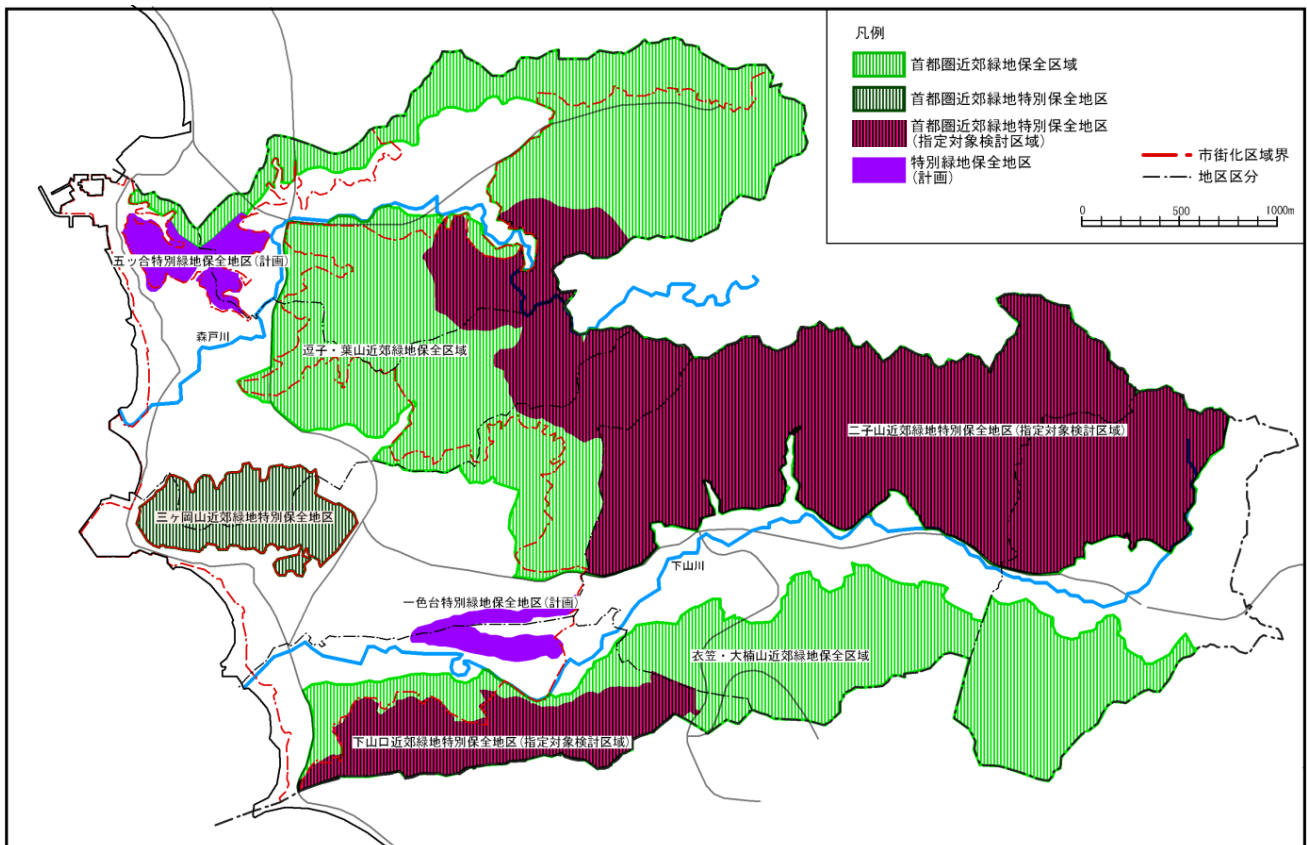
日影山（一色台）・五ツ合地域（合計 34.2ha）

■特別緑地保全地区

都市の良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、都市緑地法の規定に基づき、風致又は景観が優れているなど一定の要件に該当する緑地を都市計画に定め、行為規制により現状凍結的な保全を図るもの。

指定状況：指定なし

【特別緑地保全地区・首都圏近郊緑地保全区域計画図】



※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり今後、関係機関と協議を進めながら、具体的な区域を決めていきます。

(5) 自然保護奨励金制度による支援の継続

神奈川県が実施する自然保護奨励金制度により、民有地のみどりが適切に管理されるように連携を図ります。

●取組み

- ・ 神奈川県と事務手続きに係る連携
- ・ 申請者の増加のため制度の周知

■自然保護奨励金（神奈川県事業）

指定地域内で合計1ヘクタール以上の山林・原野・池沼・保安林を所有、又は地上権を保有して、当該緑地の手入れを実施した者に対して奨励金を交付する制度。町は神奈川県と事務委託契約を締結し、申告書の受付、審査事務等を行う。

(6) 葉山町緑地保全契約の継続

市街化区域内の緑地は、小規模であっても、周囲の丘陵地等と一体となって緑豊かな住環境を感じさせるなど、周辺住民にとっては貴重な緑である場合があります。こうした緑は、緑地の所有者に良好な緑を維持していただくため、「葉山町緑地保全契約制度」を適切に運用するとともに、契約面積の維持・拡大を図ります。

●取組み

- ・ 契約の継続
- ・ 適切な運用
- ・ 契約者の増加のため制度の周知

■葉山町緑地保全契約

みどりの保全と都市緑化に関する要綱（昭和63年7月1日制定）に規定する緑地の契約で、市街化区域内に存する500㎡以上の一団の緑地に対し、10年間の保全契約を所有者と町とが締結する制度。保全緑地所有者に対して緑地保全奨励金が交付される。

契約状況：71箇所 4.0ha

(7) 大正公園緑地の活用手法の検討

市街地に囲まれた立地にあり、放置高齢林化が進む大正公園緑地は、町民が緑に親しむ場所及び二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されます。防災対策から取組み、管理及び整備の方向性を定め、活用手法についての検討を進めます。

●取組み

- ・ 隣地境界付近の危険木、支障木処理
- ・ 防災対策を意識した整備
- ・ 地域住民に寄り添った活用手法の検討

(8) 異常気象、荒廃化へ適応する緑地管理のあり方検討

緑地の安全性を高めるために、豪雨など近年の極端な気象や高齢林化に対応した緑地管理のあり方について検討します。

●取組み

- ・ 専門的意見の収集
- ・ 森林整備モデルの確立に向けた検討

(9) 町有緑地、公園における危険木、支障木への対応

町有緑地や公園において、道路や民地に隣接する樹木の状況を把握し、人体及び施設等に損害を与える樹木や通行に支障のある樹木を計画的に伐採、剪定をします。町有緑地においては、積極的にデジタル技術等を取り入れ、効率的な管理を検討します。

●取組み

- ・ 敷地境界付近の樹林調査
- ・ 近隣住民からの情報収集
- ・ 危険を未然に防ぐ計画的な伐採、剪定

(10) 保安林制度の適切な運用による保全の継続

「森林法」に基づき、保安林が適切に管理されることや、新たな指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を図ります。

●取組み

- ・ 指定の現状維持（約 39ha）
- ・ 必要に応じ、神奈川県との連携

(11) 民有地における緑の管理促進・支援

民有林において、倒木や土砂崩れの被害を防ぐため、必要に応じ調査を行い、土地所有者が適正に管理ができるように情報提供と経済的支援を行います。

また、市街地において、宅地に植樹された樹木の越境によって近隣住民の生活に支障を与えることがないように継続的な管理を促進します。

●取組み

- ・ 危険木伐採工事費等助成金交付制度の継続
- ・ がけ地防災対策工事費等補助金交付制度の継続
- ・ 民有地での緑の管理について周知啓発

(12) みどり基金の適切な活用

本町では、優れた自然環境を保全し、緑豊かな郷土を残すために必要な資金を積み立てるため、昭和63年4月に「ふるさと葉山みどり基金（以下「基金」という。）」を設置しました。基金は、ふるさと葉山みどり基金条例により適切に管理していくとともに、良好な都市環境の保全及び美観風致を維持するために必要な樹林等の土地の取得や維持管理に役立てていきます。

●取組み

- ・基金残高の確保
- ・最適な活用事業の考案・精査

(13) 風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進

葉山町風致地区条例及び関係法令に基づき、土地利用行為の規制や指導等を行い、風致に優れたみどりの保全を図ります。また、必要に応じて、新規指定や拡大指定に関して検討します。

●取組み

- ・指定地区の現状維持
- ・土地利用制限の継続
- ・必要に応じ、新規指定や拡大指定等の検討

■風致地区

都市の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域などに都市計画によって定められる。風致地区内で建築等の行為を行う時には、葉山町風致地区条例に基づき、葉山町長の許可を受ける必要がある。

指定状況：大楠山風致地区（98.7ha）
一色風致地区（307.8ha）

(14) 沿道緑化の推進

街路樹や道路の植樹帯の整備は、本町は幅員の狭い道路が多いことから困難な状況にありますが、引き続き現在の街路樹、植樹帯を維持・保全し、市街地内の緑の印象を高めていきます。また、住宅用地にいけがきを新たに造る場合に助成金を交付する「葉山町いけがき設置等助成制度」を、状況にあった制度に見直ししながら継続し、道路から見える緑の向上を図ります。

●取組み

- ・街路樹、植樹帯の維持・保全
- ・葉山町いけがき設置等助成制度の継続及び必要に応じ、制度の見直し

(15) 史跡・天然記念物の保全の継続

「神奈川県文化財保護条例」及び「葉山町文化財保護条例」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の史跡・天然記念物の自然林の保全を継続して行います。

- 取組み
- ・指定文化財の保全（15箇所）

(16) 里山の再生・保全の推進

人と自然が共存する生態系である里山を再生、保全します。町民や保全団体、商工会等を巻き込み、協働で継続的に活動ができる仕組みを構築します。

- 取組み
- ・里山に触れ合える場所の整備
- ・協働で再生、保全に取り組む仕組みの構築



はやま里山スクール

(17) 葉山町まちづくり条例に基づく緑化指導

葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）に基づき、開発事業の規模に応じて、既存樹木等の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を指導し、緑豊かな都市環境の形成を図ります。また、開発行為により自然環境等に与える影響を評価する仕組み（ミニアセスメント）*の調査・研究を進めます。

- 取組み
- ・開発事業への緑化指導
- ・必要に応じ、緑化基準の検討
- ・ミニアセスメントの調査・研究

(18) 都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討

町内には、レクリエーション活動の拠点である南郷上ノ山公園が整備されているほか、海辺には葉山しおさい公園などがあり、葉山らしい景観を形成しています。

都市公園については、適切な維持管理のもとで、良好な景観形成やレクリエーション機能、防災機能等の充実を図ります。

●取組み

- ・整備面積の維持（7箇所 64.3ha）
- ・南郷上ノ山公園のレクリエーション機能の充実



しおさい公園

(19) 広場・公園等の維持管理

公園は、住民ニーズの多様化などに対応し、民間活力の導入も視野に魅力・価値の向上を図るとともに、防災機能の強化など公園整備方針に基づく整備・機能拡充と適切な維持管理に取り組みます。また、公園が不足する地域における新たな公園を設置するための方策として、借地公園等の制度について研究、検討を進めます。

また、仙元山ハイキングコースの適切な維持管理に取り組み、自然と眺望を楽しめる場として活用を図ります。

●取組み

- ・適切な維持管理（63箇所 6.7ha）
- ・機能強化、利活用の検討
- ・借地公園等の制度について研究、検討

(20) 公共施設の緑化

小中学校や役場など公共施設は、町の地域のシンボリックな要素を有していることから、積極的な緑化と緑豊かな施設の維持管理に努めます。

●取組み

- ・適切な維持管理
- ・新たな緑化導入の検討

(21) 鳥獣保護区の指定の維持

野生鳥獣の生息環境保全の観点から、すでに鳥獣保護区として指定されている二子山鳥獣保護区（森林鳥獣生息区）及び一色鳥獣保護区（身近な鳥獣生息区）の2箇所について、現在の指定を維持します。

●取組み

- ・指定の維持

指定状況：二子山鳥獣保護区、一色鳥獣保護区（合計 415ha）

(22) 外来生物対策の推進

外来生物であるアライグマ、台湾リスについては、神奈川県が策定した「神奈川県アライグマ防除実施計画」「神奈川県クリハラリス（台湾リス）防除実施計画」に基づき、引続き捕獲圧を維持し、計画的防除に努めます。なお、外来生物の防除に当たっては、神奈川県や近隣自治体、地域住民等と連携し、各種対策に取り組めます。

オオキンケイギクやナガミヒナゲシ等、外来の植物についても繁殖時期に合わせて周知を行い、生態系への影響を抑えます。

●取組み

- ・計画に基づいた防除の実施
- ・繁殖時期に合わせた周知

神奈川県アライグマ防除実施計画



特定外来生物であるアライグマが、生態系や農業等への被害をもたらしていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、令和6年度から5年間で計画期間とする第4次アライグマ防除実施計画を定め、生息分布域の縮小と個体数の減少を目標に掲げ、防除・被害対策を推進しています。

神奈川県クリハラリス
(台湾リス)防除実施計画

特定外来生物である台湾リスが定着、繁殖し、農産物(柿、柑橘類、栗等)等への被害、樹皮剥ぎによる樹木の枯死及び家屋への侵入等の被害が発生、拡大しています。従来は町で防除実施計画を策定し、防除に取り組んでいましたが、令和6年度から神奈川県が防除実施計画を策定し、より広域的な視点で防除・被害対策を推進しています。

(23) イノシシ対策の推進

近年、イノシシによる農業被害及び生活被害が発生していることから、「葉山町鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲、防護柵の設置、緩衝帯の設置の三つの対策を中心に行い、被害の軽減並びに個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、神奈川県や近隣自治体と連携して取り組みます。

●取組み

- ・ 捕獲の実施
- ・ 防護柵の設置
- ・ 緩衝帯の設置



イノシシとイノシシによる農場被害（食害を受けたジャガイモ畑）

(24) 自然に関する環境教育・環境学習の実施

里山管理体験や水生生物調査等、町民が自然に親しむ場を設け、自然環境の重要性や価値に対する町民の理解を深めていきます。また、小中学校及び教育委員会においては、教育活動の一環として児童や生徒によるビオトープ*での学習や学校の花壇を活用するほか、野外観察指導資料として副読本を作成し活用しながら、子どもたちの自然に対する興味・関心を高めるよう努めます。

●取組み

- ・ 町民参加イベントの実施
- ・ ビオトープ*での学習や学校の花壇を活用（小中学校）
- ・ 野外観察指導資料として副読本の作成、活用



小学生を対象とした里山管理体験イベント

(25) 緑の保全・推進のための情報発信

町ホームページ等あらゆる場において、自然環境に関する情報の充実を図り、情報の共有化に努めます。

- 取組み
 - ・積極的な周知啓発の実施

(26) 緑地保全団体との交流と協働での活動

町内で活動する緑地保全団体と交流し、協働で保全活動に取り組みます。高齢化が進む団体への活動支援を行うとともに、新たに関心を持つ町民との繋ぎ役となるように努めます。

- 取組み
 - ・団体との協働での保全活動を実施
 - ・団体の活動支援

(27) 町民、事業者と協働で行う活動

緑地等の維持管理について、部分的に町民の協力を得ながら行うアダプト制度*の研究を進め、取組みを広げていきます。また、民間事業者と協定を締結し、連携して緑の保全活動を進めています。今後も町・町民・事業者が三位一体となった連携ができるような仕組みをつくり、推進します。

- 取組み
 - ・アダプト制度の導入・研究
 - ・かながわのナショナル・トラスト運動への支援
 - ・民間事業者と連携した事業の推進